

經濟論叢

第(十)卷 第一號

労働力の市場価値法則と同一労働・ 同一賃金の原則……………	岸本英太郎	1
伐出林業労働力の存在形態(一)……………	山崎武雄	21
イギリス炭鉱国有化の実績と問題点……………	山本尚一	33
高度成長と景気変動……………	永友育雄	43
経済成長と外国貿易……………	前田豊昭	60

昭和三十六年七月

京大經濟學會

イギリス炭鉱国有化の実績と問題点

山本尚

周知のようにイギリス炭鉱業は、一九四七年、労働党政府によって国有化され、今日まですでに十数年の歴史をもっている。わたくしは本稿において、その実績を検討して、若干の問題点を指摘したいとおもうのであるが、それにさきだつて、つぎの諸点をあらかじめ強調しておきたい。(1)国有化前に大部分の炭鉱の設備が老朽化し、近代化がおくれていたこと、(2)旧炭鉱主にたいして有利な補償が支払われたこと、(3)全国石炭庁の委員会に旧官僚や大会社重役が選ばれ、労働者の経営参加が拒否されたこと¹⁾。

さて、国有化後におけるイギリス炭鉱業の実績は、第一表の示すとおり、二つの時期にわけて考察することができる。すなわち、一九四七と五二年の出炭高上昇期とそれ以後の出炭高停滞期である²⁾。

(一) 一九四七と五二年の段階において出炭高増大を可能にした要因は、労働力の補充、労働時間の延長、労働強化など、総じて大きな投資を必要としない直接的労働強化である。しかし、こうした労働強化による出炭高増大は、五二年頃に、応の限界に近づきつつあったと推定される。

(二) このような戦後の石炭危機克服のための労働強化が限界に達すると、つぎに長期的視野にたつた炭鉱の生産設備の近代化計画が日程にのぼってくる。五三年以降とくに炭鉱にたいする資本投下が急増しているのは、これを裏書きするものである。(三) したがってこの時期には機械化による生産性の上昇がみられたが、出炭高は全体としてむしろ減少の傾向にあった。その原因は、主として労働力の不足、勤労意欲の低下、労働争議の頻発など、要するに労働問題にあったと思われる。

以下において、わたくしはこれらの炭鉱合理化の諸段階とその内容をさらに立入って考察しようとおもう。

第一表 国有化の実績 (1947—58年)

1948	1949	1950	1951	1952	1953	1954	1955	1956	1957	1958
197.6	202.7	204.1	211.9	214.3	211.8	213.6	210.2	209.9	210.1	201.5
11.7	12.4	12.2	11.0	12.2	11.7	10.1	11.4	12.1	13.6	14.3
209.4	215.1	216.3	222.9	226.4	223.5	223.6	221.6	222.0	223.6	215.8
293	296	288	287	294	293	290	289	286	287	274
431	423	409	411	422	420	417	415	417	432	425
724	720	697	699	716	713	707	704	703	710	699
2.92	3.02	3.11	3.17	3.15	3.22	3.26	3.28	3.33	3.45	3.52
1.11	1.16	1.19	1.21	1.19	1.22	1.26	1.23	1.23	1.23	1.26
273	282	293	303	299	291	302	299	298	296	288
41/1	43/1	44/10	48/6	54/0	56/10	59/7	63/7	69/4	75/1	78/6
33/1	34/4	35/6	38/10	43/2	45/5	47/9	50/11	55/8	60/0	62/5
45/7	45/0	45/5	49/2	56/9	59/2	61/11	67/3	74/5	81/6	83/11
47/3	47/11	47/10	51/2	57/3	61/2	63/6	68/0	77/0	82/0	85/1
+1/8	+2/11	+2/5	+2/0	+0/6	+1/11	+1/7	+0/9	+2/7	+0/7	+1/2
+1.7	+9.5	+8.5	-1.8	-8.2	+0.4	-3.8	-19.6	+12.8	-5.3	-3.5

National Coal Board: Annual Report for 1952 & 1958より

イギリス炭鉱国有化の実績と問題点

第八十八卷 三四 第一号 三四

- (1) この点については、例えば西沢富夫、国有化問題の研究、昭和三三年参照。また一九五一年までの炭鉱国有化の実績については、中村忠一「英国に於ける石炭国有化政策にかんする一考察」(経済論叢第七三巻第五号)にくわしい。また最近における国有化産業の批判については Clive Jenkins, Power at the Top, 1959 参照。
- (2) National Coal Board, Annual Report for 1956, p. 10.

II

まず最初に国有化以降一九五二年までの出炭高上昇を可能ならしめた労働時間の延長ならびに労働強化について検討しよう。一九四七年冬にはじまる石炭危機がますます深刻化し、政府の反インフレ政策にもかかわらず、漸次インフレの重圧が増してきたため、低コストによる増産の要求が、いよいよ緊急性を加えることになった。そのため政府は、一方において労働時間の延長に強制的措置をとるとともに、他方において賃金引上げを抑制する政策をとった。前者からみていきたい。

(A) 労働時間 戦後イギリス炭鉱業における週五日労働日制の実施をめぐる全国石炭庁(NCB)

			1947	
出炭高 (百万トン)	深露合	坑天	掘掘計	187.2
				10.2
			197.4	
労働者数 (千人)	切そ合		羽他計	288
				423
				711
生産性 (トン)	切羽労働者(1交替)			2.86
	全労働者(1交替)			1.07
	全労働者(年間)			263
賃金 (1人交替当り)	切羽労働者		全労働者	s./d. 36/10
				28/10
財務 (トン当り)	費取		用益	s./d. 41/3
	収合		支支	40/3
	(100万ポンド)			-1/0
				-23.3

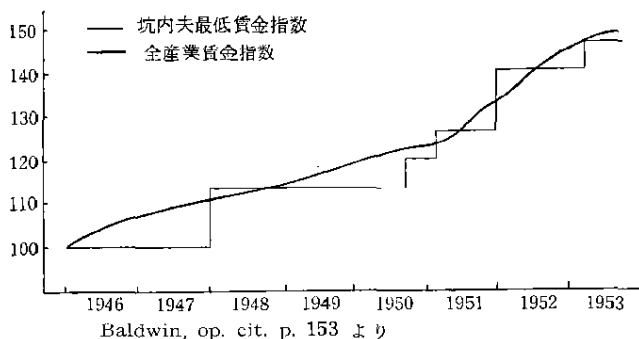
と労働労働組合(N.U.M.)との間で交渉が続けられたが、つい
に一九四七年五月五日から他産業にさきがけて実施された。し
かし、ますます深刻となる「石炭危機に直面した政府は、週五日
労働日制の実施は時期尚早だと考えなおし、基幹産業にたいし
て労働時間の延長と増産を要望したため、N.U.M.はいちおう一
月から翌年四月まで六カ月間という期限つきで労働時間の延
長を承認することとなった。ところがこの「労働時間延長協定」
(Extension of Hours Agreement)は、それ以後毎年更新さ
れたため、週五日労働日制は実際において棚上げとなっていま
った。この協定にもとづく出来高は、土曜労働によるもののみ

イギリス炭鉱国有化の実績と問題点

をとっても毎年一二〇〇万トンに達するから、石炭
危機の回避に大きく貢献したことは確かである。³⁾
(B) 賃金 国有化ののち最初の賃金交渉がおこ
なわれたとき、あたかも労働党政府はインフレ的傾
向を阻止するために賃金抑制政策を検討中であつた。
これは、一九四八年二月スタッフオード・クリップ
ス卿の名と結びつけられる賃金凍結政策として実施
され、一九五〇年末にいたるまでの期間、賃金引上
げを著しく制約することになった。³⁾この賃金凍結政
策がいかに有効であつたかは、それ以前の九カ月間
に賃金指数が5%上昇したのたいし、この政策実
施後の二年半にわずかに5%しか上昇しなかつたとい
う事実から、十分理解することができる。

国有化後における炭鉱業の賃金は、このような一般的政策に
よつて大きく制約されたことは、やむをえないといえようが、
とくに石炭庁は、いまや政府の機関であるから、政府の公式政
策に反するような賃金引上げは、どうしても自制せざるをえな
い状態におかれたのであつた。第二表は、一九四六年以降にお
ける炭鉱業の賃金の動きを他産業のそれと比較したものである。
これによつて明らかのように、国有化後六年間に坑天は、かろ
うじて他産業の賃金上昇に歩調をあわせることができたにすぎ
ない。さらにこの期間における約四六%の坑天賃金の上昇も、

第二表 坑内夫最低賃金指数と全労働者賃金指数 1946—53



これはイギリスの全炭鉱平均についてのことであり、その中には坑内夫と坑外夫の間や地区間におけるのはなはだしい賃金格差がふくまれており、これを無視した平均数値の比較は無意味に近い。事実、全炭鉱労働者の六割をしめる日給労働者のなかには、全国最低賃金すらえていない労働者が大きな割合をし

同一期間の四〇%の小売物価指数の上昇という相殺要因を考慮にいれるならば、実に微々たるものであったといえる。坑夫の賃金は、つねに全産業の中で首位をしめていたとはいえず、第二位の自動車工業の労働者よりわずかに四%高かったにすぎない。しかも、

めている。出来高給労働者は比較的高賃金にめぐまれたとはいえず、それは「区割請負制」の採用にとまらう労働強化と結びつけられていたことを見逃してはならない。

(C) 労働災害 労働時間の延長と労働の強化は、労働者の過労および体力の消耗を結果せざるをえない。われわれは進んで労働災害の推移を顧みる必要がある。

国有化後、労働者の安全と保健に特別の注意がはらわれ、坑内通気、坑内支柱、燈明、爆発物使用などに改善がおこなわれたことは、事実である。その結果、災害率は若干減少しつつあるとはいえず、なお毎年四〇〇人前後の死亡者と二〇〇〇人にのぼる負傷者を出している状態である。

以上述べてきたごとく、国有化後の数年間におけるイギリス炭鉱業の最大の課題は、いかにして速かに戦後の石炭不足を克服するかにあった。そのためさしあたり労働者にたいし労働時間の延長と労働強化が強いことは不可避であった。しかしこうした方途による出炭高の増大にはおのずからなる限界があった。そこでつぎの段階においては、エネルギー政策の一環として長期的な炭鉱業再建計画を樹立し、それにしたがって、炭鉱の生産技術過程の合理化がはかられることになったわけである。

- (1) 週五日労働日制の要求はすでに全英坑夫連盟の一九一一年大会で決議された (P. Arnot, Miners—years of struggle, pp. 113—5)。

- (2) 労働時間延長の内容は、土曜労働と超過勤務であり、一
九五八年に石炭過剰に転ずるまで続けられた。
- (3) The Economist, May 15, 1948.
- (4) G. B. Baldwin, Beyond Nationalization—The Labour
Problems of British Coal, 1955, p. 128.
- (5) G. D. H. Cole, The Post-War Condition of Britain,
1956, p. 219.
- (6) G. B. Baldwin, op. cit., pp. 144—191.
- (7) 「区割請負制」は、従来の個人能率制にもなうチーム・
ワークの欠如および団体請負制にもなう個人能率刺激の
欠如を回避するための二面からの労働強化であり、ヨーク
シンのいくつかの組合支部は、この採用を拒否した(Bald-
win, op. cit., p. 170)。
- (8) National Coal Board, Annual Report for 1956, pp.
81—2.
- (9) その最初の計画案は、一九五〇年一〇月石炭庁より公表
された「Plan for Coal」である。その後、この計画の見
通しが楽観的すぎることが明らかになり、一九五六年にそ
の改訂計画案「Investing in Coal」が発表された。こ
の改訂の経緯については、N. C. B., Investing in Coal—
Progress and Prospects under the Plan for Coal, 1956.
参照。

三

第三表 資金支出1947—58年(百万ポンド)

	1947 —49	1950 —52	1953 —55	1956 —58	合計
炭鉱にたいする投資	9	31	92	137	269
{ 計画	54	59	102	113	328
{ その他	12	19	48	52	131
附属施設にたいする投資	—	2	34	1	37
住宅建設投資	75	111	276	303	765
合計					

N. C. B., Report for 1958 p. 19 より作成

戦前におけるイギリスの炭鉱企業は、つねに財政的逼迫にお
われおり、そのえ炭鉱業の将来の見通しが不安定なため、炭
鉱業における機械化は他の諸国に比して著しく立遅れていた。
この機械化の立ち遅れをとり戻すため、国有化後において政府
の財政的援助のもとに毎年多額の資金が投入された。国有化以
降一九五八年末までに石

炭庁が投下した資金は、
七億六五〇〇万ポンドに
のぼっている(第三表を
見よ)。このうち三億二
八〇〇万ポンドは、炭鉱
設備の維持および取替え
のために支出されたもの
である。さらに大再建計
画に支出された二億六九
〇〇万ポンドのうち、そ
の二九%にあたる七七〇
〇万ポンドによって七九
の再建計画が完成された。
この投資から期待しうる
成果の評価は、なお将来
にまたねばならないが、

すでに戦後の合理化の基本方向がうちだされたことはたしかであり、私有制のもとで破局的に低下した生産能力が着実に上昇していることを知りうる。以下、さらに国有化後の炭鉱合理化の内実を検討しよう。²⁾

(1) 新坑開発 炭鉱業には年間約四〇〇万トンにのぼる生産能力の喪失があり、これをおぎなうためには、新坑の開発が必要である。石炭庁の試錐事業は、国有化前の約二〇倍の規模でおこなわれている。一九五八年末までに三五の新立坑が開発されたほか、二〇の立坑が開発中である。新鉱および新立坑からの出炭高は、四五〇万トンに達しており、すべてが完成して操業を開始すれば、年間約二二〇〇万トンの出炭が可能だと伝えられている。⁵⁾

(2) 動力積込機の普及 炭鉱業における生産能力を最終的に決定するのは、切羽における採炭の能力である。国有化前にコール・カッターおよびコンベアはかなり広く使用されていたが、積込みはほとんど手労働でおこなわれ、総出炭高の約二%のみが機械によって積込まれていた。国有化後、動力積込機の使用は急速に広まり、戦後の炭鉱機械化を代表するものとなった。第四表の示すとおり、その使用状況は地区によりはなはだしく不均等で、一九五八年に東ミッドランズでは総出炭高の約半分が機械によって積込まれたのに対し、東南地区ではその比率は、わずか〇・六%にすぎないけれども、全地区を平均する

第四表 地区別動力積込機使用状況(1950, 1958)

地区	動力積込機による 出炭高(百万トン)		総出炭高に しめる比率(%)	
	1950	1958	1950	1958
スコットランド	0.24	4.20	1.0	18.0
北 部	0.67	2.20	4.5	13.9
ダ ラ ム	0.82	5.19	2.8	18.2
東 北 部	1.27	12.03	2.8	24.9
西 北 部	0.12	6.60	0.7	35.9
東ミッドランズ	4.56	25.49	10.8	49.7
西ミッドランズ	0.48	4.74	2.7	26.7
西 南 部	0.17	5.16	0.6	18.0
東 南 部	—	0.01	—	0.6
イ ギ リ ス	8.33	36.42	3.8	28.0

N. C. B., Report for 1956 p. 47 および Report for 1958 p. 12 より作成

と、総出炭高の二八%が一〇一八台の動力積込機によって採炭され、切羽における生産性を著しく高めた。⁶⁾

(3) 坑内支柱 採炭の機械化の拡大は、坑内支柱技術の改良に負うところ大である。国有化後における主要な発展は、可縮性支柱の採用で、一九五八年におけるこの型の支柱が全切羽支柱においてしめる比重は、六年前の一%から二五%に増大した。⁷⁾

(4) 運搬

レイド報告において坑内運搬の合理化の遅れが、イギリス炭鉱業の低生産性の最大の原因として指摘されていたが、国有化のち動力積込機が普及するとともに、運搬過程における大規模な改善の必要がいっそう痛感されるようになった。

かくて運搬過程における改善は、二つの方向でおこなわれた。コンベアと機関車の急速な導入がこれである。一九四七年らしい、旧式なロープ運搬は、これらによって代置され、幹線および支線をふくむ全坑内坑道におけるコンベアの延長距離は、一九四八年と一九五六年の間に、八七五マイルから二〇〇〇マイルへと倍加した。機関車も一九四七年の約八〇台にたいし、一九五六年末には九〇〇台以上に激増した。坑内機関車は、現在主としてディーゼル・エンジンを動力としているが、電気機関車もまた増加している。それとともに旧式鉱石運搬桶は、一ないし八トンの積載力をもつ大型炭車にとりかえられ、一九五六年末には約二万三〇〇〇台の炭車が使用されるにいたった。かかる炭車の大型化とともに巻上げ機の近代化がはかられ、スキップ巻上げ機、電気巻上げ機などが採用された。

(5) 選炭 国有化後、選炭過程には約五〇〇〇万ポンドが投下され、二五〇の洗炭設備が新設された。さらに微粉炭を処理する一〇〇台の浮遊選炭設備が建設され、炭質を著しく改善した。こうした合理化の結果、機械による洗炭高比率は一九四七年の四七％から一九五八年には六二％に上昇し、他方手選の比

率は、三五％から一五％に減少した。⁽¹⁰⁾

(6) コークス炉 一九四七年に旧炭鉱会社に属していた五基のコークス炉設備が、石炭庁に接収されたが、その多くは小規模、非効率で増大するコークス需要に應ずることができなかった。石炭庁は、国有化後一〇年間に総額三八〇〇万ポンドを投資し、コークス炉の再建と新設をおこなった。一九五六年一〇月に完成した東ミッドランズ地区のアヴエニュー・コークス化学工場は、一〇五〇万ポンドをついやした石炭庁最大の事業であった。

以上、述べてきたように戦後の炭鉱業合理化には、二つの方向があった。一つは手労働を機械化したことであり、他は流れ作業を拡大したことである。いうまでもなく、この両者は相互に規定しあつて出炭能率を上昇せしめた。採炭における動力積込機の驚異的發展を起動点とし、運搬過程におけるコンベアとディーゼル機関車の普及により、切羽から選炭にいたる流れ作業の速度が増大するとともに、坑外設備の近代化がはかられたため、イギリス炭鉱業はその面目を一新するにいたった。その結果、久しく沈滞していたイギリス炭鉱業の生産性も、国有化後は上昇をつづけ、一九四五年の二・九七トンという極端に低い水準から、一九五〇年には一・一九トンとはやくも戦前の最高水準を凌駕し、さらに一九五八年には切羽において三・五二トン、全体で一・二六トンという最高記録を出した。

これはヨーロッパ石炭鉄鋼共同体加盟国⁽¹²⁾のいずれよりも高かった点で注目されてよい。しかし、このような生産性の上昇にもかかわらず、一九五二年以降、出炭高が停滞したのは何ゆえであらうか。われわれはつきにその原因を追求しなければならぬ。

- (1) 一九三六年における総採炭量にたいする機械採炭の比率は、アメリカ九九・三%、ドイツ八七・〇%にたいしイギリスは五五%にすぎなかった。
- (2) 戦後イギリス炭鉱業合理化は、一九四五年三月公表されたレポート報告に示された線に沿って進められた。
- (3) N. C. B. *Investing in Coal*, 1956, p. 11.
- (4) N. C. B., *Report for 1958*, p. 18.
- (5) N. C. B., *Report for 1957*, p. 24.
- (6) N. C. B., *Report for 1958*, pp. 12—13.
- (7) N. C. B., *Report for 1953*, p. 16.
- (8) 各国の運搬夫一人当り処理石炭トン数は、アメリカ五〇トン、オランダ二〇〜二五トンにたらし、イギリスでは、わずか五トンにすぎざるを差異があった (Ministry of Fuel and Power, *Coal Mining-Report of the Technical Advisory Committee*, 1945, p. 33.)。
- (9) N. C. B., *Report for 1956*, pp. 52—53.
- (10) N. C. B., *Report for 1958*, pp. 14—15.
- (11) N. C. B., *Report for 1956*, pp. 24—25.
- (12) 一九五〇年五月の「シャーターン・プラン」をもとずいて

つくられたもので、現在フランス、西ドイツ、ベルギー、ルクセンブルグ、オランダ、イタリアの六カ国が、これに加盟している。

四

「一九二六年のゼネスト以来イギリス炭鉱労働者は、一般に雇主に進んで協力しようとする気風がなかった」(レイド報告)。たしかに戦前のイギリス炭鉱業の労使関係が劣悪であり、労働者の協力をうるものが、炭鉱国有化にかけられた期待の一つであった。果してその実情はどうであったか。第五表は在籍労働者数、欠勤率およびスト減産について、戦前と戦後とを比較したものである。この表が示すところによると、国有化後における労使関係は、戦前の私有制下におけるよりもむしろ悪化しており、これが出炭高の増大を妨げた最大の要因であると推定される。以下、実情を立入って検討したい。

第五表 炭鉱労働事情

	1938	1947	1952	1957
労働者数(千人)	782	711	716	710
欠勤率(%)	7.08	12.4	12.0	13.8
スト減産(千トン)	943	1,655	1,388	1,828

Economist, April 24, 1948 および 石炭庁
年報より作成

(A) 労働力 戦後イギリス

炭鉱業における最大の悩みは、労働者の不足であり、「ダネクレスの剣」のようにその存立を脅かしたのである²⁾。事実、イギリス炭鉱業の最低必要労働力七二万人を超えたのは、わずかに一九四八、一九四九年の両年のみで、他は七〇万人前後にとどまった。とくに一九五一年以降、再軍備態勢の進捗にもなう軍需工業部門の労働力需要の増大によって、工業地帯にある東北地区、西ミッドランズ地区および西南地区の炭鉱は、深刻な労働力の不足に悩んだ。この対策としてイギリス石炭庁は、福利施設の完備、住宅の優先提供、職業教育施設など労働条件の改善をおこない、年少労働者の新規採用、経験労働者の入坑奨励、外国労働者の採用など万全の措置を講じた。その結果、一九五一～二年には、年少労働者四万六二〇〇人、経験労働者六万一〇〇人の入坑をみ、三万九〇〇人の純増を示したが、一九五三年以降には離職を上廻ったため、毎年純減傾向をたどった。炭鉱労働力不足の原因としては、(1)雇用の不安定、(2)低賃金、(3)劣悪な作業条件、(4)社会的地位の低いこと、(4)地方運輸機関と軽工業の急速な発達により労働市場が拡大したこと、(6)炭鉱地帯における出生率の低下などがあげられている⁴⁾。

(B) 欠勤 第五表に示したように国有化後における欠勤比率は、一・二ないし一四%の高率を示し、戦前の二倍に達している。欠勤は、流れ作業の進行を中断し、作業の迅速化を妨げるが、とくに切羽面の労働者において欠勤率が高いため、出炭高

におよぼす作用もきわめて大きかった⁵⁾。全国石炭庁は、欠勤率を引下げるため、一方において出勤賞与制をもうけて出勤を奨励するとともに、他方、種々の処罰制度⁶⁾をもつてのぞんだ。それにもかかわらず欠勤比率が漸増傾向にあることは、さきに述べた労働時間の延長と低賃金によって労働者が過労に陥り、勤労意欲を喪失していることを語るものと思われる。

(C) 労働争議 国有化の現実をたいする労働者の不満は、労働争議の増加に端的にあらわれている。国有化以降、毎年一五〇〇～一六〇〇件のストライキによって一〇〇～二〇〇万トに達する減産を記録している。国有化によって争議を減少せしめようとした一般の期待は、完全に裏切られ、戦前よりむしろ悪化しているのは、皮肉というほかはない。国有化後のストライキにおいて注目にあたいするのは、つぎの二点である。第一、国有化後のストライキはすべて組合本部の指令を無視した山猫ストライキであつて、数日間継続する地方的な性質のものであること。たとえば、ヨークシャーにおける一九四九年のストライキ発生数の七五%は三日以内でおわっている。このことは、組合幹部と一般組合員の反目の証左とみることができよう。第二、ストライキの原因はやはり賃金をめぐる問題が一番多く、一九四七～五一年のスト減産のほとんど半分はこれによるものである。そのほか作業方法、週五日制、解雇、紛争解決の遅滞、炭鉱閉鎖などがこれにつづいている。職種別にみると、坑内切

羽労働者のストが極めて多く、スト件数の約半数をしめている。石炭斤は、これにたいして組合・経営の合同調査、違反者の起訴、罰金、炭鉱閉鎖、解雇などの措置を講じているが、かえって新しい争議の種をまく結果に終っているようである。

- (1) Ministry of Fuel and Power, op. cit., p. 136.
- (2) The Economist, January 4, 1947, p. 9.
- (3) G. B. Baldwin, op. cit., p. 187.
- (4) G. B. Baldwin, op. cit., pp. 199—209.
- (5) 欠勤率が一%減少すれば、約一〇〇万トンの増産が可能と云われる (G. B. Baldwin, op. cit., p. 240)。
- (6) 処罰の内容は、格下げ、夜勤にまわすこと、警告、罰金、起訴、解雇などである (G. B. Baldwin, op. cit., p. 240)。
- (7) G. B. Baldwin, op. cit., p. 74.
- (8) G. B. Baldwin, op. cit., p. 87.
- (9) G. B. Baldwin, op. cit., p. 76.
- (10) G. B. Baldwin, op. cit., p. 91.

五

さて、以上の分析によってわれわれは、国有化後、政府の財政的援助のもとに大規模な合理化が遂行され、生産性が上昇したにもかかわらず、出炭高がのびやかなのは、国有化が労使関係を根本的に改善することをえず、勤労意欲が低下したためであることを明らかにした。かつてレイド報告(一九四五年)は、イギリス炭鉱の根本的技術革新を勧告するとともに労使関

係が改善されぬ以上、その技術的勧告の価値が大いに減殺されるであろうと警告したが、この予言は不幸にも的中したかに見える。しかし、このことからただちに出炭高停滞の責任を労働者のみに帰し、労働者の非協力的態度を一方的に非難することは、妥当をかくであらう。禍根は、むしろかかる労働問題を生みだした炭鉱業の劣悪な労働条件にこそ求めらるべきである。他の民間産業に豊富低廉な石炭を供給する必要にせまられるかぎり、国有化は炭鉱労働者に低賃金と労働強化を押しつけることを余儀なくされる。ここに一つのジレンマがあるのである。

- (1) Ministry of Fuel and Power, op. cit., p. 136.
拙稿「R・ケルフ・ローエン『イギリスの国有化』ドク
マの終焉」(経済論叢第八五巻第一号)参照。
- (2) イギリス炭の価格は、ヨーロッパ諸国の炭価の中でもっとも安かった。たとえば一九五七年一月の工業用塊炭の山元価格は、ルール一八志三片、フランス一六四志六片、ベルギー一四三志〇片にたいしイギリス九六志七片であった (Labour Monthly, April 1958, p. 195)。

本稿は一九六一年一月一九日京都大学経済学会でなされた報告に加筆訂正したものである。